

第 11 章 審査会に提出した資料等

第11章 審査会に提出した資料等

本博覧会に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表 11-1 に示すとおりです。

表 11-1 (1) 本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和4年	5月31日	方法書	【令和4年度 第2回横浜市環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（事業者） 質疑応答
	7月11日		【令和4年度 第4回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-5～11-15 1 会場コンセプト及び会場配置計画図について 2 国際園芸博覧会までに整備される施設等について 3 輸送計画について 4 市民の森等に対する景観影響について 5 和泉川上流域における湧水及び河川流量の影響について 質疑応答
	7月28日		【令和4年度 第5回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-16～11-32 6 土地区画整理事業、公園整備事業及び本博覧会による整備について 7 本博覧会における景観の調査・予測・評価の考え方 8 堀谷戸川流域における動物、植物、生態系に関する調査・予測・評価の考え方について 9 堀谷戸川の河川の流量への影響について 質疑応答
	9月1日		【令和4年度 第7回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-33～11-35 10 国際園芸博覧会における温室効果ガスの算定対象及び環境配慮について 質疑応答
	9月29日		【令和4年度 第9回横浜市環境影響評価審査会】 方法書に係る検討事項一覧の説明（事務局）
	10月14日		【令和4年度 第10回横浜市環境影響評価審査会】 方法書に係る答申（案）審議（事務局）
令和5年	3月16日	事業内容等 修正届出書	【令和4年度 第17回横浜市環境影響評価審査会】 修正届出書添付資料の概要説明（事業者） 質疑応答
	4月27日		【令和5年度 第1回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-37～11-46 1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について 2 交通分担率について 3 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について 4 駐車場等の撤去に伴う廃棄物について 5 本博覧会と公園整備事業について 6 方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について 質疑応答

表 11-1 (2) 本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
令和5年	6月12日	<p>【令和5年度 第3回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-47～11-56</p> <p>7 駐車場・バスターミナル等の整備区域における予測・評価の考え方について</p> <p>8 駐車場・バスターミナル等の整備区域における生物の移動に対する対策について</p> <p>9 交通分担率について</p> <p>質疑応答</p>
	6月22日	<p>【令和5年度 第4回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-57～11-62</p> <p>10 景観調査地点の追加について</p> <p>11 駐車場出入口の交通混雑に関する予測評価について</p> <p>12 駐車場の収容台数の考え方について</p> <p>質疑応答</p>
	7月10日	<p>【令和5年度 第5回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>2027年国際園芸博覧会の修正が環境に及ぼす影響に係る答申（案）審議（事務局）</p>
	11月2日	<p>【令和5年度 第11回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>準備書の概要説明（事業者）</p> <p>質疑応答</p>
	12月6日	<p>【令和5年度 第13回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-64～11-77</p> <p>1 開催中の一般交通量の設定方法について</p> <p>2 横浜青葉 IC 付近以外のパークアンドライド駐車場について</p> <p>3 地点 12 における滞留長と歩行者の影響について</p> <p>4 地点 11 における無信号交差点の予測計算過程について</p> <p>5 駐車場出入口における滞留長予測結果の見直しについて</p> <p>6 空港等からの直行バスの台数と予測計算への反映状況について</p> <p>7 堀谷戸川上流域における流出量の増加量について</p> <p>質疑応答</p>
	12月19日	<p>【令和5年度 第14回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-78～11-110</p> <p>8 動植物の予測地域について</p> <p>9 全国都市緑化よこはまフェアでの生態系影響に関する知見について</p> <p>10 圍繞景観の撮影範囲の追加について</p> <p>11 圍繞景観の予測評価について</p> <p>質疑応答</p>
令和6年	1月10日	<p>【令和5年度 第15回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-111～11-123</p> <p>12 窒素酸化物の濃度に関するNO_x、NO₂変換の統計モデルへの影響について</p> <p>13 転換率式併用QV分割配分手法について</p> <p>14 迂回経路の運用における地点10及び地点2の予測評価について</p> <p>15 地点12における滞留長について</p> <p>16 地点11で左折する大型車の乗用車換算係数について</p> <p>17 地点11におけるシャトルバスの左折に伴う環状4号線への影響について</p> <p>質疑応答</p>

表 11-1 (3) 本博覧会に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
令和6年	準備書	<p>【令和5年度 第16回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-124～11-155</p> <p>18 現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の交通混雑について</p> <p>19 現況の交通量を一般交通量とした場合の開催時の大気質、騒音及び振動について</p> <p>20 転換率式併用QV分割配分手法について（2）</p> <p>21 迂回経路の運用における地点10及び地点2の予測評価について（2）</p> <p>22 パークアンドライド駐車場の配置の考え方について</p> <p>23 廃棄物の処理方法及び堆肥化について</p> <p>24 レンタル・リース建築物の撤去に伴う廃棄物の原単位について</p> <p>25 再資源化の取組について</p> <p>26 石膏ボードの使用の可能性について</p> <p>27 サステナビリティ戦略における廃棄物の削減等に関する取組について</p> <p>質疑応答</p>
		<p>【令和5年度 第17回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-156～11-157</p> <p>28 サステナビリティ戦略における温室効果ガスの削減等に関する取組について</p> <p>質疑応答</p>
		<p>【令和5年度 第18回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-158～11-171</p> <p>29 困窮景観の予測評価について（2）</p> <p>30 触れ合い活動の場について</p> <p>31 ホトケドジョウへの影響要因について</p> <p>32 廃棄物原単位及び廃棄物に関する環境保全措置について</p> <p>質疑応答</p>
		<p>【令和5年度 第19回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>意見陳述</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-172～11-211</p> <p>33 本博覧会に会場する歩行者等の影響を考慮した交通混雑について</p> <p>34 交差点における滞留長の影響について</p> <p>35 パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて</p> <p>36 会場周辺4駅でのシャトルバスの運行について</p> <p>37 ホトケドジョウへの追加の環境保全措置について</p> <p>38 横浜市が創出する保全対象種の生息・生育環境について</p> <p>質疑応答</p>
		<p>【令和6年度 第1回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>補足資料を用いた説明（事業者） p. 11-212～11-229</p> <p>39 意見陳述でのオオアカバナの情報について</p> <p>40 相沢川及び和泉川周辺に創出される保全対象種の生息・生育環境の調査と維持管理について</p> <p>41 会場周辺4駅でのシャトルバスの運行について（2）</p> <p>42 パークアンドライド駐車場の候補地の取り扱いについて（2）</p> <p>質疑応答</p>
		<p>【令和6年度 第2回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>答申（案）作成のための検討事項整理（事務局）</p>
6月11日		<p>【令和6年度 第3回横浜市環境影響評価審査会】</p> <p>準備書に係る答申（案）審議（事務局）</p>

11.1 方法書段階の審査会に提出した資料

方法書時の審査会では、審査会委員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

補足資料1 会場コンセプト及び会場配置計画図について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1 会場コンセプト及び会場配置計画図について

令和4年度第2回環境影響評価審査会の際にご提示することとしていた会場配置等について、事業計画の進捗に伴い、最新の情報を補足説明します。

(1) 会場コンセプト

事業計画の進捗に伴い、以下のとおり会場コンセプトを更新しました。

【更新前】

里山で培われた思想・行動が未来を広げ、花と緑が輝き、人と自然が共に紡ぐ
明日の風景 (Scene)

【更新後】

- ① 自然環境ポテンシャルに基づき、自然に寄り添う快適な空間の提供
- ② 明快な動線配置と、多様なシーンを生む視点場の創出
- ③ 参加者の出展計画による多様な土地利用に対応することが可能な会場計画
- ④ あらゆる主体がつながり、将来まちづくりにつながる会場

(2) 会場配置計画図

図1-1のとおり、会場配置計画図を更新しました。



図 1-1 会場配置計画図

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 国際園芸博覧会までに整備される施設等について

ご意見の趣旨

- ・日本庭園などの施設が国際園芸博覧会後にどのような形で残るのか、どの範囲が残るのかという情報がないと、撤去された後のことを想定できないので、最終的に残る環境を示していただきたいと思えます。
- ・土地区画整理事業、及び公園整備事業で何を整備し、国際園芸博覧会では何を整備するのか、また撤去する部分がどこなのか、が分かるように資料を提出していただきたいと思えます。

事業者の見解

本博覧会の会場区域内において、本博覧会で整備を行う施設等、本博覧会の開催までに土地区画整理事業、及び公園整備事業により整備される施設等について、以下のとおり整理しました。

整理した内容を反映させた図については、図2-1のとおりです。

なお、令和4年6月2日に横浜市において、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)の策定に関する記者発表があり、図2-2の公園基本計画図が公表されました。記者発表資料によると、公園整備事業区域が拡張され、この拡張区域には公民連携手法の導入が予定されています。そのため、本博覧会の閉会後には、区域の大半が公園になります。公民連携手法の導入が予定されている公園整備事業区域の整備内容については、引き続き公園整備事業と調整していきます。

- ① 土地区画整理事業
 - ・保全対象種の生息環境と自然に配慮した環境整備(水色ハッチ)
- ② 公園整備事業(博覧会会場の基盤整備)
 - ・将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、インフラ設備(上下水道、電気)等の基盤整備、植栽地等
- ③ 本博覧会
 - レガシー継承施設(オレンジ色ハッチ)については、恒久的な施設としての継承に向けて、公園整備事業と引き続き調整していきます。
 - また、本博覧会後は、以下の施設等については撤去します。
 - ・仮設施設(赤色ハッチ)
 - ・本博覧会時のみ使用する園路等

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

3 輸送計画について

ご意見の趣旨

- ・鉄道で会場に直接アクセスはできなくなったようなので、基本的には道路上の車・バスで来場することになると思う。期間中1,000万人の来場者があるということだが、これを本当に運べる輸送計画になっているのかと思いました。
- ・周辺への影響、あるいは地域の方への影響も出てくるかと思しますので、輸送計画をもっと詳細に示していただきたいと思います。
- ・バスターミナルの位置が環状4号線の西側なので、バスを降りた来場者は道路を横断して会場に行くと思います。横断方法がどのようになっているのか。仮に平面で横断する場合は、歩行者が渡っている間は、車はそこを通れなくなるので、車の処理の方にも影響が出ます。そのあたりどうお考えになっているか。

事業者の見解

環境影響評価方法書の提出以降における輸送計画の検討における更新内容、及び環状4号線の歩行者横断に関する交通への影響について、補足説明します。

なお、輸送計画については、現在、検討を進めているところですが、以下の更新内容を踏まえ、予測・評価を行います。

(1) 輸送手段について

横浜は陸路（鉄道及び道路）、空路、海路によりアクセスが可能であるため、来場者は多様なアクセス手段が利用できます。

輸送手段として、来場者の動向にあわせた輸送手段及び適切なルート設定と、既存の交通インフラを活用し、快適で円滑なアクセスルートを計画していくため、現時点では、図3-1に示す輸送アクセス分担を想定しています。

その上で、シャトルバスの速達性及び定時性の向上や、来場者の平準化、経路選択などがスムーズに進むMaaS*など、ICTを活用した円滑な輸送対策を検討します。

※ MaaS (Mobility as a Service) とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になると考えられている。

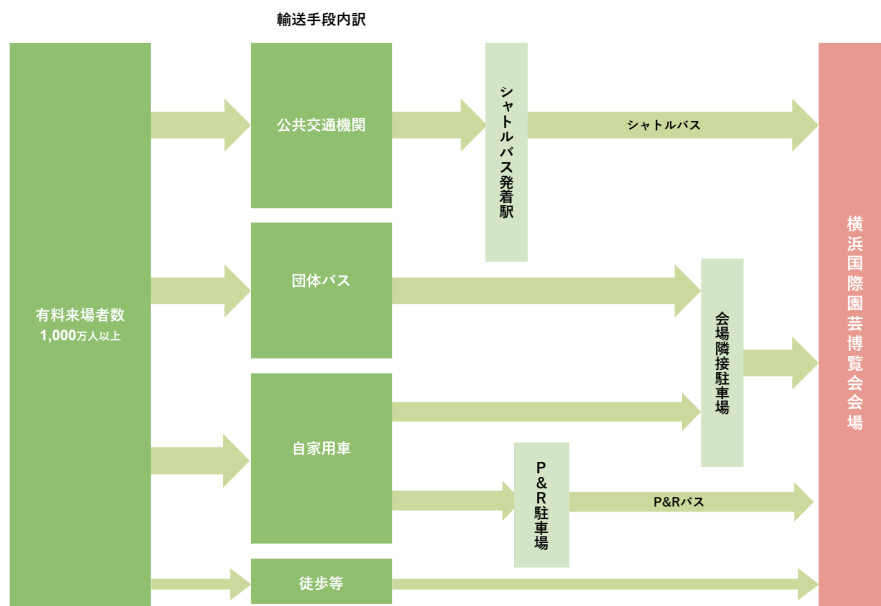


図3-1 輸送アクセス分担

補足資料3 輸送計画について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

(2) 公共交通について

会場付近の鉄道等は図3-2の通り、南側に相模鉄道本線瀬谷駅と三ツ境駅、北側に東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅、JR横浜線十日市場駅があるなど、複数の鉄道駅が利用可能であることから、シャトルバス発着場については、特定の路線に集中しないよう考慮し、来場者の会場アクセス性が高く、効率的に運行できる路線を選定していきます。

現時点では以下の4駅をシャトルバス発着駅（候補）としています。

【輸送計画の更新に伴うシャトルバス発着駅（候補）】
 相模鉄道本線：瀬谷駅、三ツ境駅
 東急田園都市線：南町田グランベリーパーク駅
 JR横浜線：十日市場駅

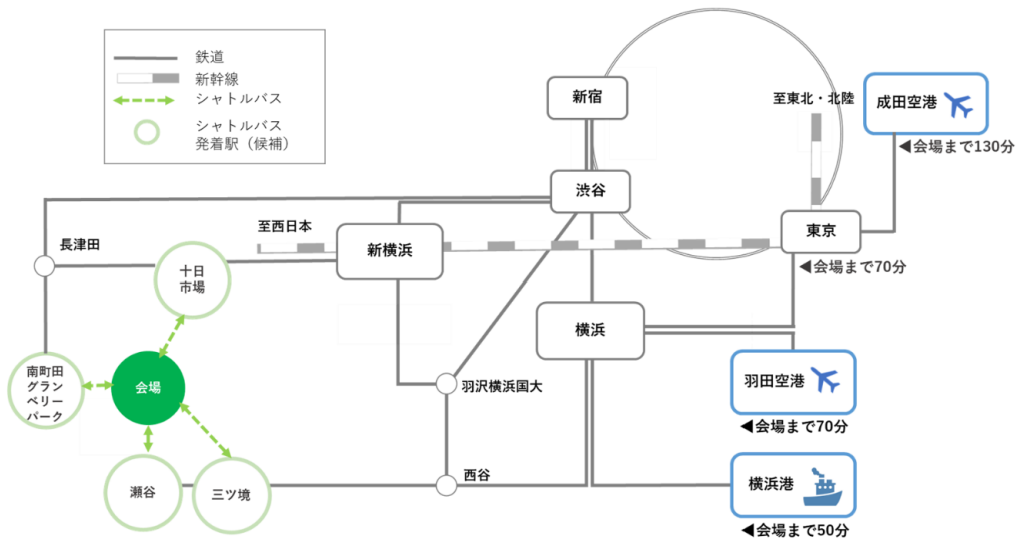


図3-2 鉄道図

(3) 環状4号線の歩行者横断に関する交通への影響について

環状4号線の横断方式については、横断位置を含め、検討中です。

平面交差とする場合には、自動車交通への影響が考えられるため、方法書p.6-40の図6.11-1における交差点5及び11において、歩行者の横断を考慮し、交通混雑の予測を行います。また、これらの予測地点以外で横断が行われる場合には、予測地点の追加についても検討します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

4 市民の森等に対する景観影響について

ご意見の趣旨

景観に関して、公園整備事業でも申し上げたのですが、この風致地区の方に、市民の森の方に日本庭園を造られる影響については、きちんと本博覧会の影響として評価をしていただきたい。

事業者の見解

市民の森の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮します。

方法書に掲載した景観の現地調査地点（p.6-43 図 6.12-1(2) 景観現地調査地点）は図4-1に示すとおりであり、これらの地点において土地区画整理事業及び公園整備事業で実施した現地調査結果を活用して景観の現況把握を行い、事業計画に基づき予測・評価を行います。

公園整備事業においては、瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和について、近景域の調査地点から事業の実施に伴う公園施設の存在による圍繞景観の構成要素の変化を予測・評価することを、令和3年度第10回横浜市環境影響評価審査会において説明しています。図4-2に示した調査地点■16, 21～27は、公園整備事業において調査を実施する近景域の調査地点であり、圍繞景観の予測に用いる写真を矢印方向に撮影することとしています。

本博覧会においては、これらの写真を用いて、調査地点■16, 21～27から開催中の会場施設及び背後の樹林地を見込むフォトモンタージュを作成することにより、市民の森等を構成要素とする圍繞景観の変化の程度を予測・評価します。

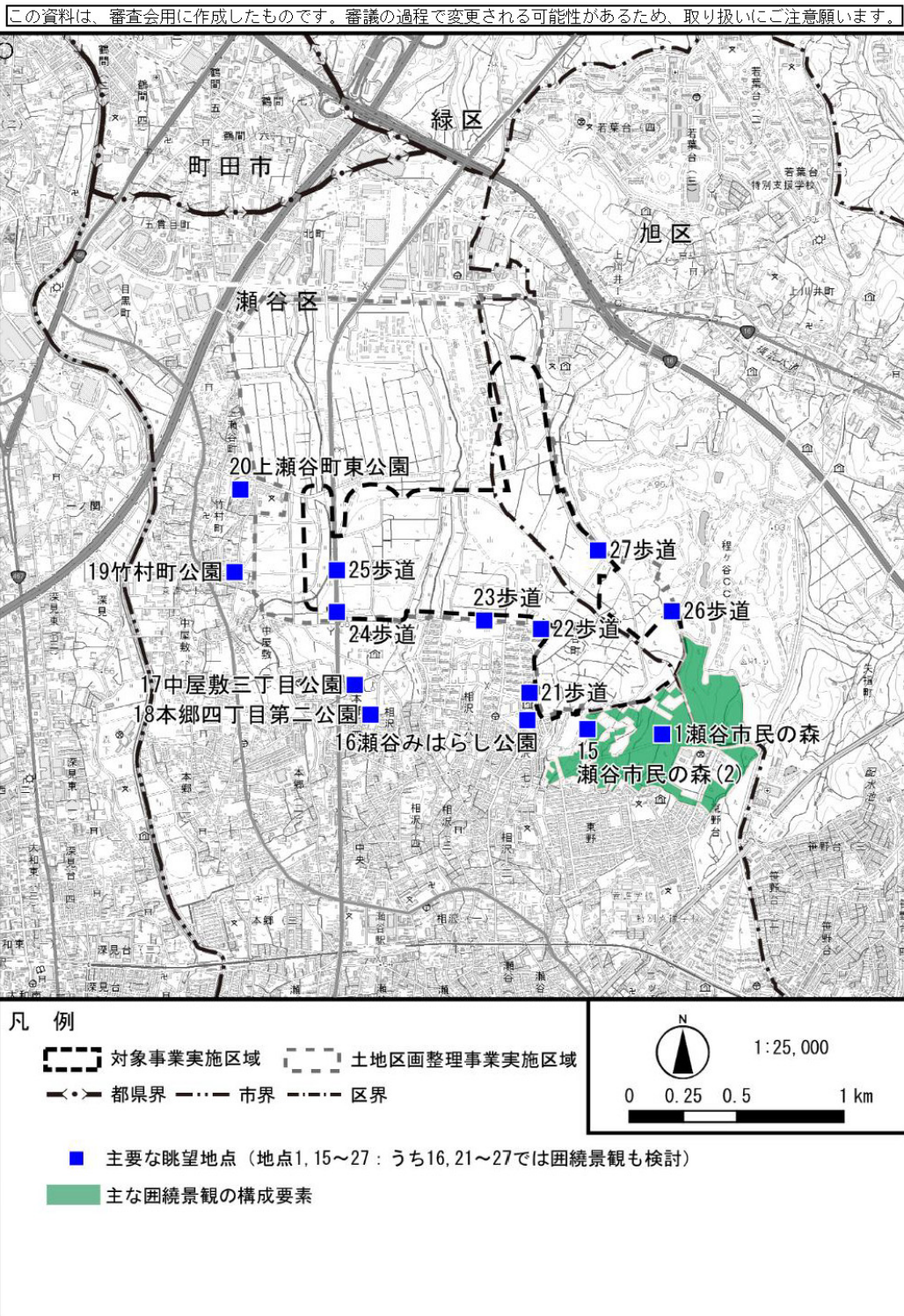


図4-1 景観現地調査地点 (方法書p.6-43 図 6.12-1(2))

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

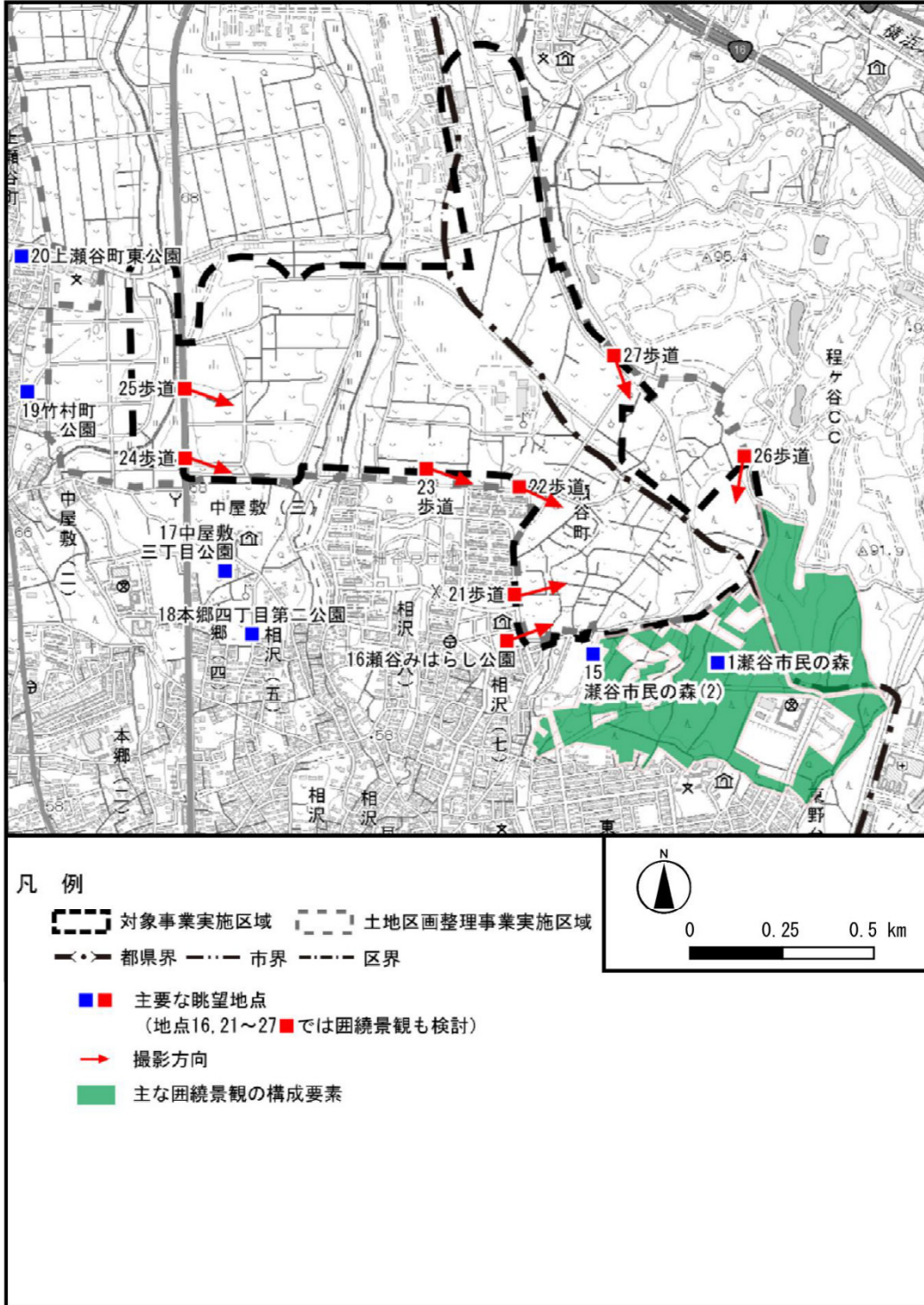


図4-2 近景域における景観現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

5 和泉川上流域における湧水及び河川流量の影響について

ご意見の趣旨

方法書の段階では、工事中については湧水の流量の調査、評価を行うということになっていますが、一方で河川の方は評価項目には選定していません。和泉川の上流域の流量というのは、その上流域の湧水に何らかの大きな影響を及ぼすことがあれば、影響が出てくることは、当然考えられます。河川を評価項目として選定しない場合でも、湧水の流量調査結果に基づいて和泉川上流域の流量についても、ある程度の適切な評価、あるいは適切な把握に努めるとした方がいいのではないかと考えています。

事業者の見解

方法書に掲載した湧水の流量の現地調査地点（p.6-20 図 6.5-1 湧水現地調査地点）は図5-1に示すとおりであり、これらの地点において土地区画整理事業及び公園整備事業で実施した現地調査結果を活用して現況把握を行い、事業計画に基づき予測・評価を行います。

和泉川は対象事業実施区域の南東部に位置し、湧水を水源とする河川です。公園整備事業では、対象事業実施区域及びその周辺に分布する3支流を対象に、図5-1に示す湧水3～8の地点において調査を実施し、工事中は施工計画の内容を、供用時は事業計画の内容を勘案し、湧水の流況への影響について定性的に予測・評価することとしています。そして、事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測・評価することで、和泉川下流への影響についても適切に把握できるとの考え方を、令和3年度第14回横浜市環境影響評価審査会において説明しています。

本博覧会の環境影響評価においては、公園整備事業で実施する和泉川上流域の3支流における湧水の流量の現地調査結果を引用して現況を把握した上で、工事中は建設行為等の実施、開催中は会場施設の存在を影響要因として、湧水の流量への影響について定性的に予測・評価を行います。その結果に基づき、和泉川上流域における河川の流量への影響についても適切に評価します。

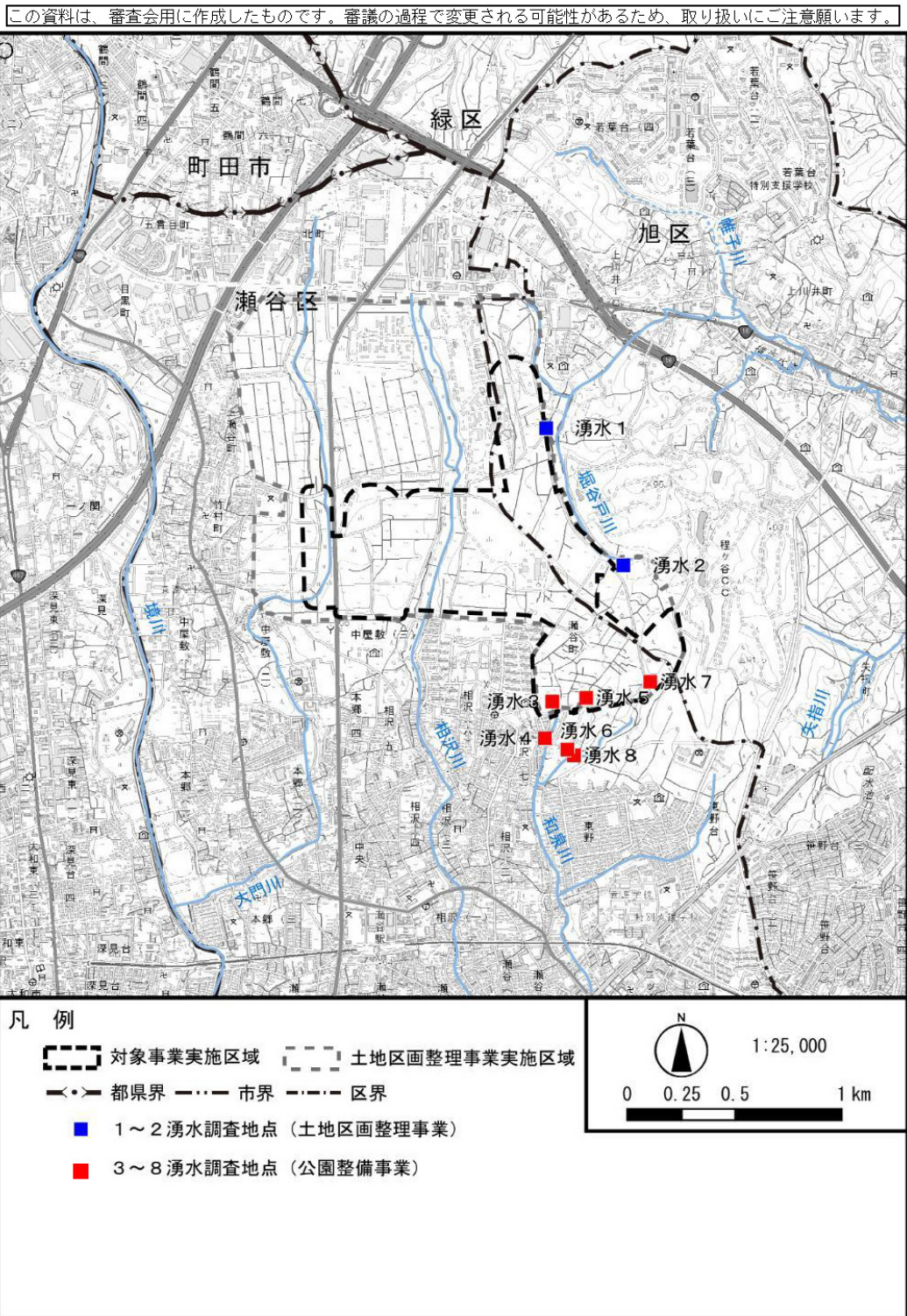


図5-1 湧水現地調査地点 (方法書p. 6-20 図 6.5-1)

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6 土地区画整理事業、公園整備事業及び本博覧会による整備について

ご意見の趣旨

- ・土地区画整理事業とのリンクが追い付いていないです。事業者側としては示されたとのことですが、分かりません。
- ・相沢川の再自然化みたいなものを考えたときに、今回この事業で何をして、例えば園路はこの事業で作る、ガーデンはどこが作るとか、決まっていたらきちんと教えてほしいです。
- ・ミティゲーションはどういう状況なのか、教えてください。
- ・方法書説明会資料で土地区画整理事業では、この事業区域内は全部暗渠化するということですね。それに対して、土地区画整理事業で一部を暗渠化することになっているというふうに回答されているのですけれども、これは正確ですか。

事業者の見解

土地区画整理事業、公園整備事業、本博覧会による整備の流れ、整備対象について、(1)及び(2)により、補足説明します。また、相沢川における整備や暗渠化の範囲などについて、土地区画整理事業及び公園整備事業に確認しましたので、(3)により報告します。

(1) 土地区画整理事業、公園整備事業、本博覧会による整備の流れ

令和4年度 土地区画整理事業による先行工事着手（米軍施設撤去）【図6-1】

令和5年度 土地区画整理事業による全面工事着手（造成工事及び基盤整備工事）
公園整備事業による一次整備工事の実施【図6-2】

【公園整備事業の工事内容（参考）】

将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、植栽、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備

令和6年度 本博覧会による本博覧会時のみ使用する仮施設、園路、駐車場、バスターミナル等を整備【図6-3】

博覧会后 本博覧会による博覧会のみ使用する仮施設、園路、駐車場、バスターミナル等を撤去
公園整備事業による二次整備工事の開始【図6-4】

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



図6-1 ステップ1



図6-2 ステップ2



図6-3 ステップ3

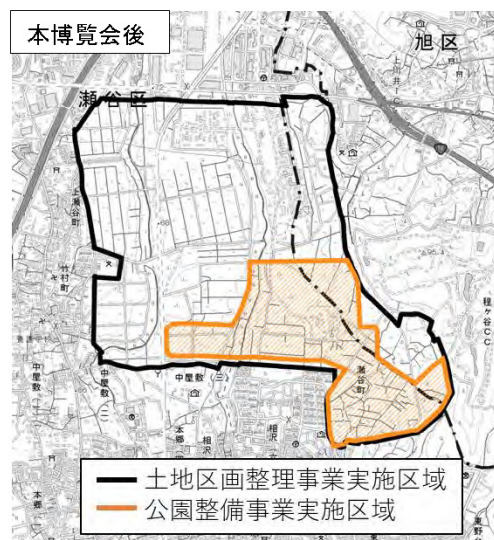
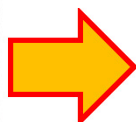


図6-4 ステップ4

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

(2) 国際園芸博覧会までに整備される施設等

現時点における本博覧会で整備を行う施設等、本博覧会の開催までに土地区画整理事業、及び公園整備事業により整備される施設等について、以下のとおり整理しています。

整理した内容を反映させた図については、図6-5のとおりです。

なお、本博覧会で整備する仮設施設については、博覧会後に撤去します。また、図6-6（方法書p.2-2 図2-1(1)対象事業実施区域）でお示ししているバスターミナル及び駐車場区域内において整備する施設についても博覧会後に撤去します。

① 土地区画整理事業

- ・ 保全対象種の生息環境と自然に配慮した環境整備（水色ハッチ）
- ・ 土地区画整理事業の対象事業実施区域内におけるインフラ設備（道路、上下水道等）

② 公園整備事業（博覧会会場の基盤整備）

- ・ 将来の公園施設としても使用が見込まれる主要園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備、植栽地等

③ 本博覧会

レガシー継承施設（オレンジ色ハッチ）については、恒久的な施設としての継承に向けて、公園整備事業と引き続き調整していきます。

また、本博覧会後は、以下の施設等については撤去します。

- ・ 仮設施設（赤色ハッチ）
- ・ 本博覧会時のみ使用する園路等
- ・ 駐車場
- ・ バスターミナル

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

(3) 相沢川の整備等について

相沢川における整備や暗渠化の範囲などについて、土地区画整理事業及び公園整備事業に確認を行い、以下の通り整理しました。

なお、土地区画整理事業により創出される生物生息空間については、本博覧会において保全・活用します。



図6-7 相沢川の整備等について

■場所毎の整備主体（図6-7 相沢川の整備等について）

- ①既存の地形を活かした整備を公園整備事業で実施
- ②将来、公園の主要園路となる部分を公園整備事業で整備
- ③保全対象種の生息環境として湿地環境及び草地環境を土地区画整理事業で整備。整備にあたっては公園整備事業と連携。なお、当該部分には相沢川から取水したオープン水路（流れ）が創出。
- ④相沢川の切り回しについて、土地区画整理事業で整備

【その他】

- ・土地区画整理事業で創出した保全対象種の生息環境について、本博覧会では整備は行いません。本博覧会では、保全・活用します。
- ・保全・活用の詳細については、引き続き横浜市（土地区画整理事業及び公園整備事業）と調整していきます。
- ・土地区画整理事業により、保全対象種の生息環境における事後調査が実施されます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

■暗渠化の範囲について

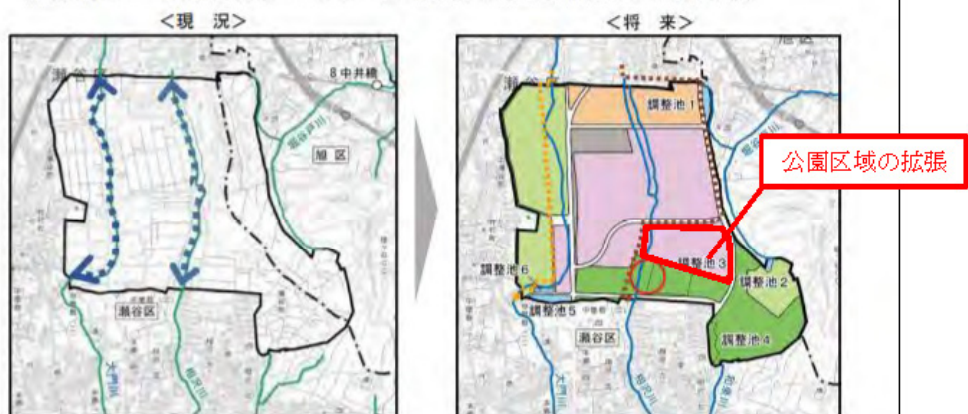
土地区画整理事業で整備される相沢川の切り直しについては、令和3年度第10回環境影響評価課審査会において、茶色の破線で示されたとおり、暗渠化し、切り回すことが報告されています。また、保全対象種の生息環境の創出については、暗渠化した相沢川から取水することも報告されています。

上記の考え方について、現時点で変更ないことを横浜市に確認しています。

公園区域が拡張されましたが、拡張部分も含め、公園区域において相沢川の水辺空間の創出について、検討が進められています。

14. 河川の切り直し及び暗渠化について（前回から継続）

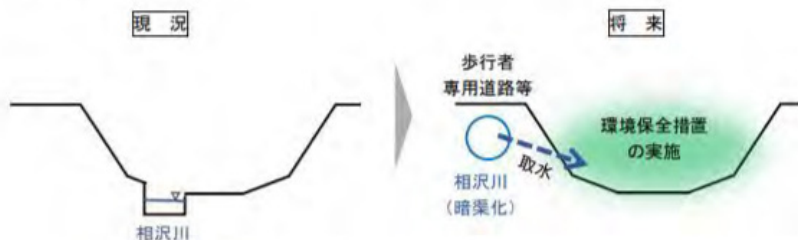
まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、大門川及び相沢川については、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。



現況の図のうち、青矢印の波線で示した区間を切り直し、暗渠化します。その切り直しルートは、将来の図のうち、大門川については、黄色の波線で示した通り、農業振興地区内に整備される予定の道路下に切り直し、相沢川については、茶色の波線で示した通り、新たに整備される区域内道路や歩行者専用道路等の下に切り直す計画です。

また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出（将来の図のうち、赤丸部分）については、暗渠化した相沢川から取水することにより、新たに創出します。

<イメージ図>



令和3年度第10回環境影響評価審査会
旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価に関する補足資料（p.2）に一部追記

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

7 本博覧会における景観の調査・予測・評価の考え方

ご意見の趣旨

困繞景観の要素を市民の森だけに絞っているような印象を受けますが、東側のゴルフ場の際に残る樹林や流域の境界部分にある広い畑なども構成要素になってくると思います。この内部に関して評価する視点を検討いただきたいです。具体的には、環境保全措置が見える地点が含まれるというのではないかと考えます。また、堀谷戸川に隣接する駐車場ゾーンで景観の影響が大きそうですので、きちんと調査する必要があるのではないのでしょうか。

事業者の見解

本博覧会の環境影響評価においては、開催中の「会場施設等の存在」を影響要因として景観を環境影響評価項目に選定していますが、ここで定義している会場施設等には駐車場やバスターミナルも含んでいます。現況において眺望利用が行われている主要な眺望点や身近な視点場から会場施設等を見込む景観の変化の程度を、代表的な地点からのフォトモンタージュを作成することにより予測・評価することとしています。

予測には、土地区画整理事業及び公園整備事業で実施された景観調査の結果を最大限に活用しますが、既往の調査成果だけでは環境保全措置が見える地点や、駐車場区域の整備に伴う景観影響を把握できる地点が不足していることから、新たな調査地点として図7-1に示す2地点（相沢川における環境保全措置を見込む追加地点1、堀谷戸川に隣接する駐車場区域の景観影響を把握できる追加地点2）を追加し、景観の現況を把握した上で予測・評価を行います。

なお、写真撮影に際しては対象事業実施区域内をカバーするとともに、調査地点を取り巻く景観構成要素を把握できるように360°のパノラマ撮影を行います。予測に際しては、市民の森方向だけでなく、各予測地点から会場施設等の背景として視認される樹林や農地等の景観構成要素にも着目し、それらの見え方の変化についても予測・評価します。

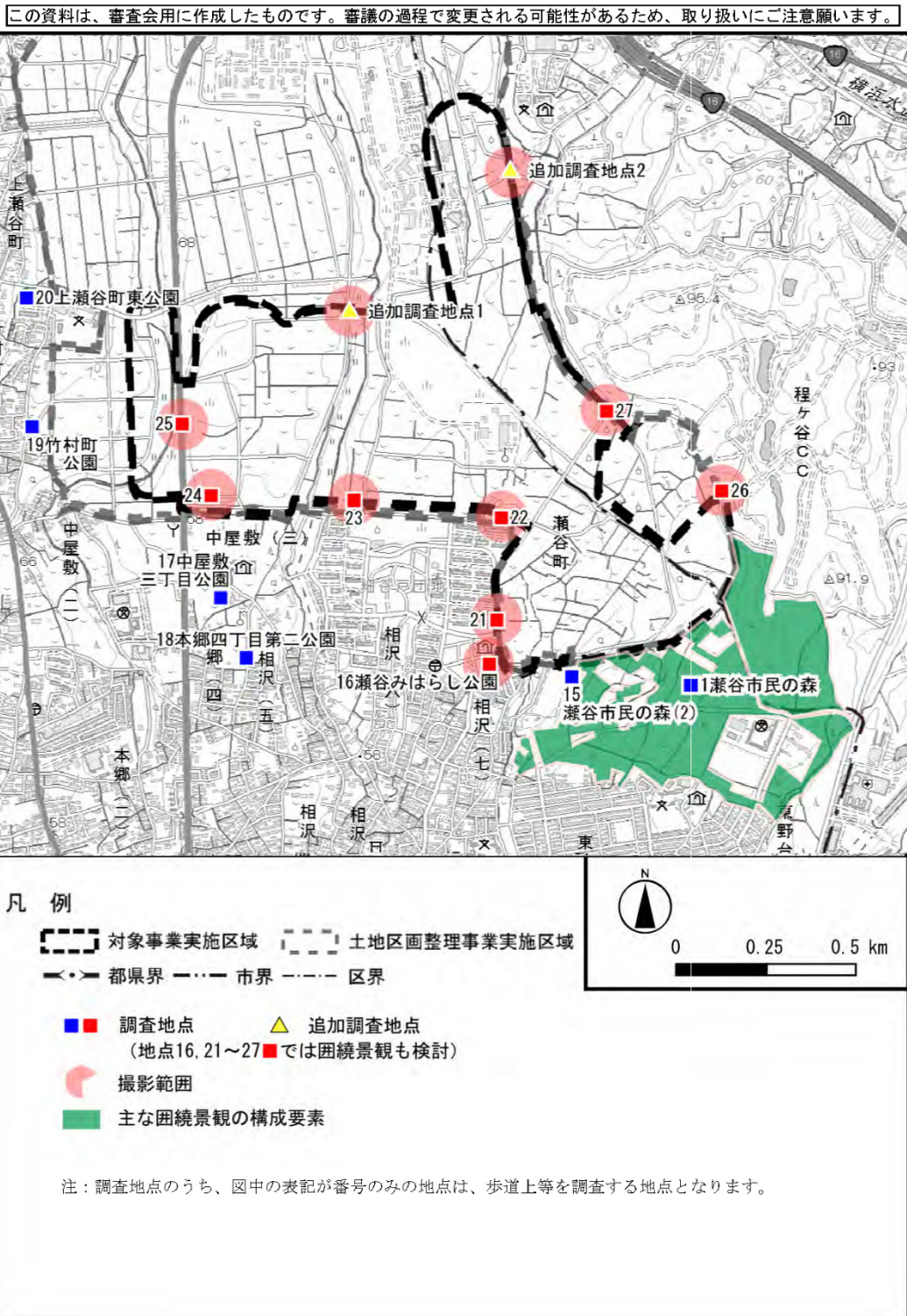


図7-1 近景域における景観現地調査地点

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

8 堀谷戸川流域における動物、植物、生態系に関する調査・予測・評価の考え方について

ご意見の趣旨

鳥類ラインセンサスのルートが、少し事業計画の区域内から外れている部分があります。堀谷戸川の流域の方を見ないで、相沢川の方を遡っていくようになっていきます。堀谷戸川の方の影響も相沢川と同等と言うのはちょっと難しい部分があるというのが印象です。

アセス自体の目的が、現状の把握に重きを置かれている部分があるというふうに感じますが、影響としてきちんと予測していただくことが大事なと思います。対象事業実施区域の中の流域ごとの生物のデータをどれぐらい取れるのかといったときに、堀谷戸川流域の部分はほぼ入っていないと思います。堀谷戸川流域で大きな駐車場エリアを作ることによる影響の予測に際して、データもなく、影響の予測もできないような計画になっていないでしょうか。

事業者の見解

調査の実施状況

方法書資料編のp.資料7～27に、土地区画整理事業において実施した動植物の調査地点と流域界を重ねた図を示しています。ご指摘のとおり、堀谷戸川流域内には鳥類の定点の設定がなく、センサスルートも設定されていませんが、一般鳥類の任意観察法においては、図8-1に示すように、堀谷戸川流域内も含めてできるだけ網羅できるよう踏査が行われています。

一般鳥類の重要種確認位置を図8-2に示しました。この図には任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法の結果が含まれていますが、定点やセンサスルートの設定がない堀谷戸川流域においても任意観察の結果として一定数の鳥類が確認されております。

他の動物群や植物についてみると、対象事業実施区域外となる堀谷戸川の河川には魚類・底生動物、付着藻類の調査地点はあるものの、河川沿いに陸上動物の調査地点はありません。しかしながら、哺乳類、両生類・爬虫類、維管束植物（植物相）を対象に、堀谷戸川の河川沿いを含む流域内をできる限り踏査し、生物相の把握に努めています。

以上のことから、堀谷戸川流域においても生物の生育・生息状況に関する調査結果はある程度得られており、次項に示す環境影響の予測評価を行う上で必要な生物相の現状把握はできているものと考えます。

予測・評価の実施方針

本博覧会の環境影響評価においては、生物多様性に関する項目の予測地域を「対象事業実施区域及びその端部から約200mまでの範囲」としており、堀谷戸川流域内に計画されている駐車場区域の周辺についても含まれています。

また、本博覧会の環境影響評価においては、本博覧会に必要な庭園や展示施設、駐車場やバスターミナル等の仮設施設を整備する「建設行為等の実施」を、生物多様性に対する工事中の影響要因としています。この「建設行為等」は、土地区画整理事業の工事によって現況の生育・生息環境が改変を受け、公園整備事業の工事によって園路や植栽等が整備された状態を起点として実施するものです。

本博覧会において実施する建設行為等は、土地区画整理事業において改変された土地で行われる

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

ものであり、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とし、隣接する市民の森等の生息環境や土地区画整理事業によって対象事業実施区域内に創出される水辺空間等の生息環境に対する間接的影響を予測することとしています。

同様に、開催中については「会場施設等の存在」、「施設の供用」（参加者の利用、行催事の実施等）、「外来植物を含む植栽等の管理」を影響要因とし、撤去中については「仮設施設の撤去」を影響要因として、隣接する市民の森等の生息環境や土地区画整理事業によって対象事業実施区域内に創出された水辺空間等の生息環境に対する間接的影響を予測することとしています。

堀谷戸川流域の駐車場区域では、工事中または撤去中においては、駐車場の構造・形式に応じて想定される工種に基づき、建設中または撤去中の騒音レベル等の工事影響を推定し、それが予測地域の動物、植物、生態系に及ぼす間接的影響を定性的に予測します。予測に際しては、駐車場区域周辺において生息が確認された重要種や環境条件から生息する可能性が考えられる重要種、そこに形成される生態系を対象に、工事影響の種類ごとに、どのような種群にどのような影響が想定されるかを整理します。

開催中においては、駐車場という新たな土地利用の存在が予測地域の動物、植物、生態系に及ぼす影響について、駐車場の地表面の性状等の条件を踏まえて定性的に予測します。予測に際しては、駐車場の地表面の性状等に基づき、どの様な種群にどのような影響が想定されるかを整理します。

評価に際しては、環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。

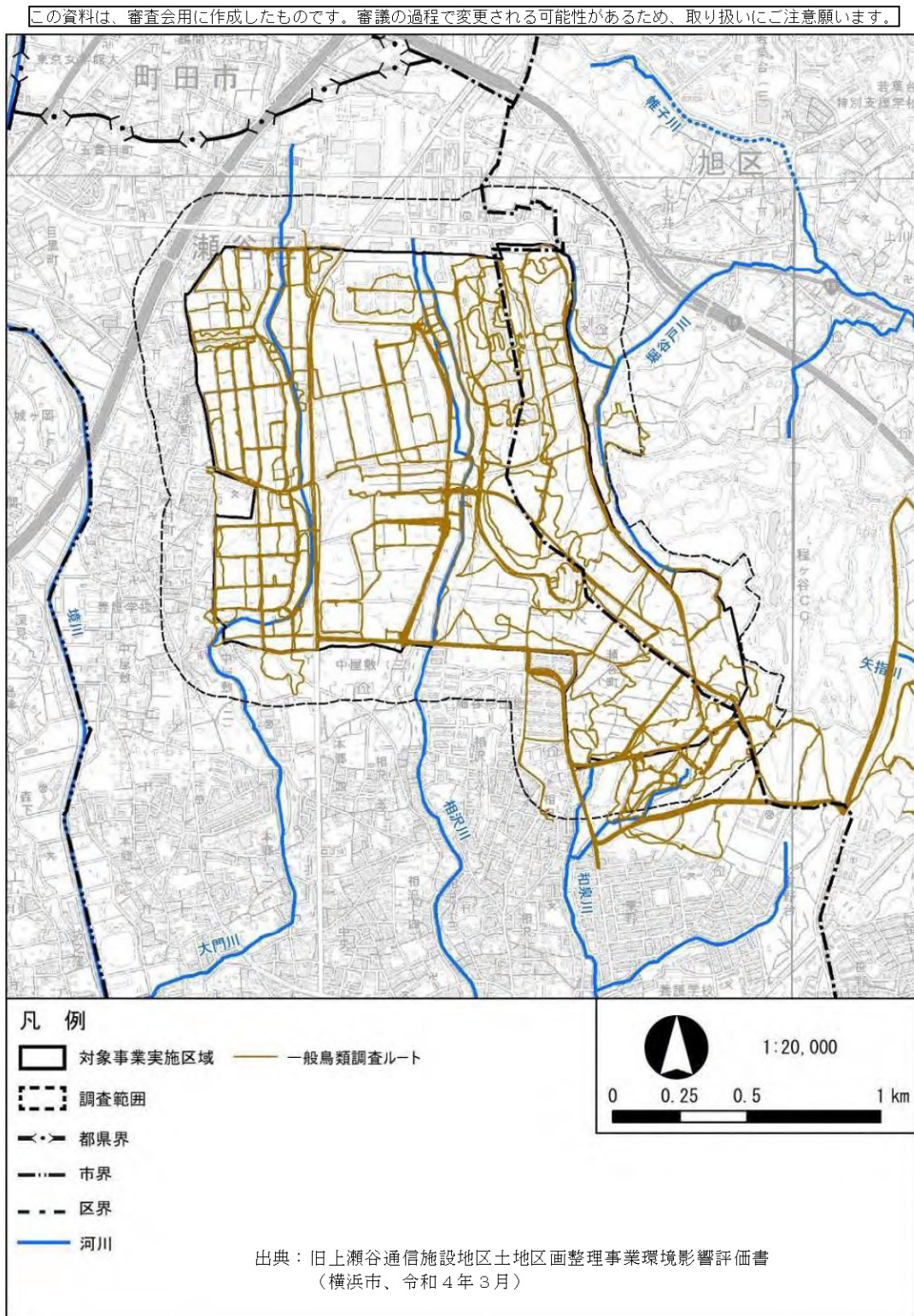


図 8-1 動物踏査ルート図（一般鳥類）

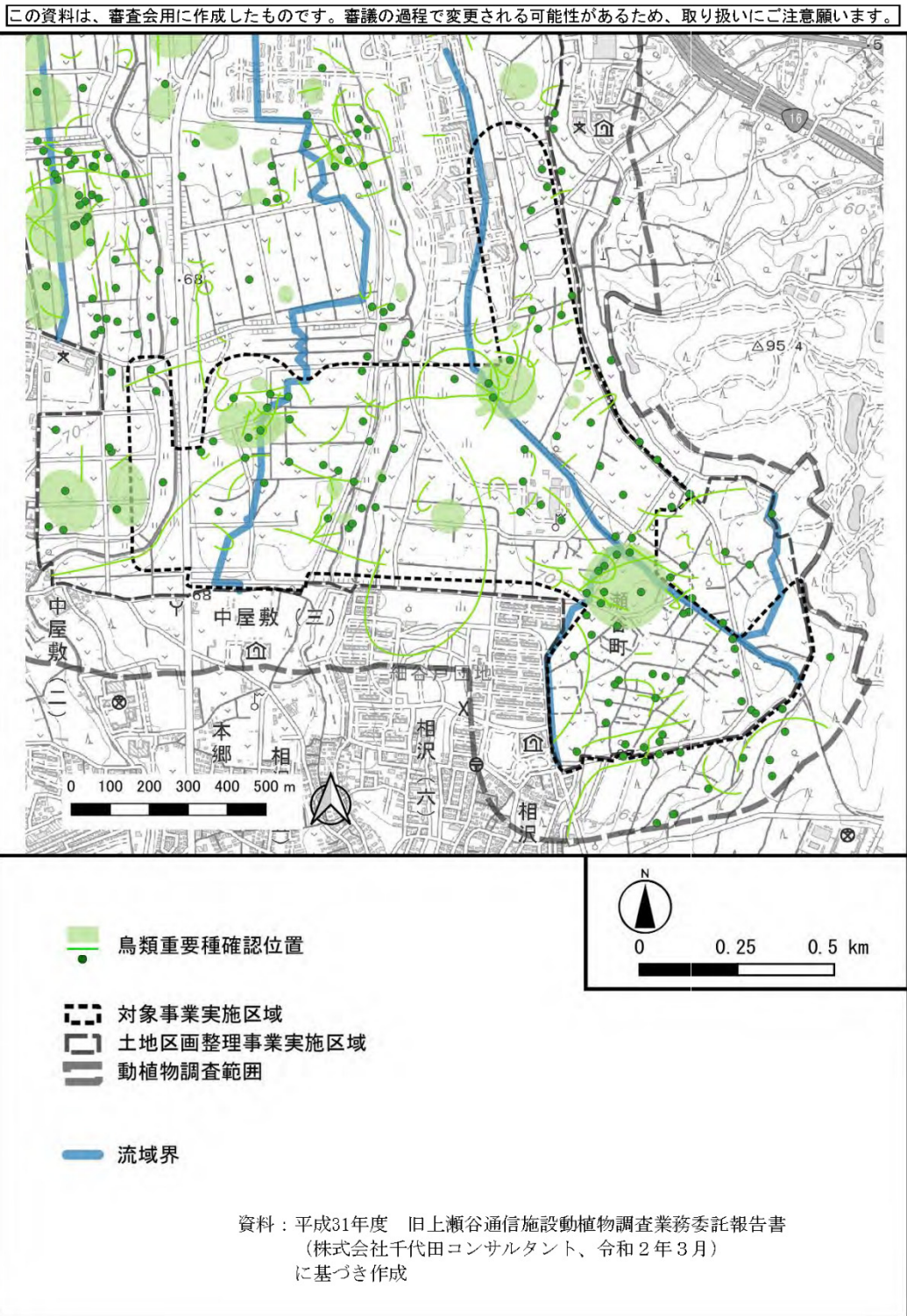


図8-2 鳥類重要種確認位置

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

9 堀谷戸川の河川の流量への影響について

ご意見の趣旨

駐車場は博覧会終了後に撤去するということが決まっていたとしても、工事中及び開催中はアスファルトやセメントのようなもので駐車場を整備する可能性はあるわけです。そうしますと、やはり堀谷戸川に対する影響は無視できないかなと思います。現時点では評価項目として河川は入っていませんが、かなり広い駐車場なので、そこは見直す必要があるかなという印象を持っています。

事業者の見解

堀谷戸川の集水域の状況

堀谷戸川上流部における集水域のうち、右岸側は対象事業実施区域外のゴルフ場等、左岸側は対象事業実施区域内の農地や草地、最上流部は対象事業実施区域外の農地等となっています。

対象事業実施区域内に含まれる集水域の約2分の1が駐車場区域、残りが会場区域となっています。

調査の実施状況

図9-1に示す堀谷戸川の地点5（方法書p.6-22 図6.6-1 河川現地調査地点）において、平常時、降雨時の流量調査を土地区画整理事業で実施済みです。

また、図9-1に示す堀谷戸川の左岸側流域内の湧水1、湧水2地点（方法書p.6-20 図6.5-1 湧水現地調査地点）において、平常時（湧水時、豊水時）の湧水量調査を土地区画整理事業で実施済みです。

本博覧会の環境影響評価では、以上の調査結果を活用し、堀谷戸川における河川流量及び湧水量の現況を把握します。

予測・評価の実施方針

方法書においては、開催中の植栽への灌水に河川水を利用することを影響要因として、水循環（河川の流量）を環境影響評価項目に選定し、下流側への影響を予測することとしています。

また、工事中の建設行為等の実施、開催中の会場施設等の存在を影響要因として、水循環（湧水の流量）を環境影響評価項目に選定し、湧水流量への影響を予測することとしています。

堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域とその外側に広がっており、対象事業実施区域内の湧水以外の水源も考慮する必要があります。ここでは開催中の会場施設等の存在を影響要因として、水循環（河川の流量）を環境影響評価項目に追加選定し、駐車場区域及び会場区域における土地被覆の状況を踏まえ、河川の流量への影響を予測することとします。なお、工事中においては工事の進捗に併せて土地利用状況は変化し、工事完了の時点で影響が最大化するため、工事完了後の状態となる開催中に代表させることとしました。また、撤去中においては、駐車場等による被覆が撤去され、影響要因が減少する状況であることから、選定しておりません。

以上を踏まえ、方法書p.5-2 表5-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表、p.5-6 表5-4(1) 環境影響評価項目案を選定した理由・選定しない理由（開催中）、p.6-21 表6.6-2 水循環（河川の流量）に係る予測・評価手法の一部を以下に示すとおり修正します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

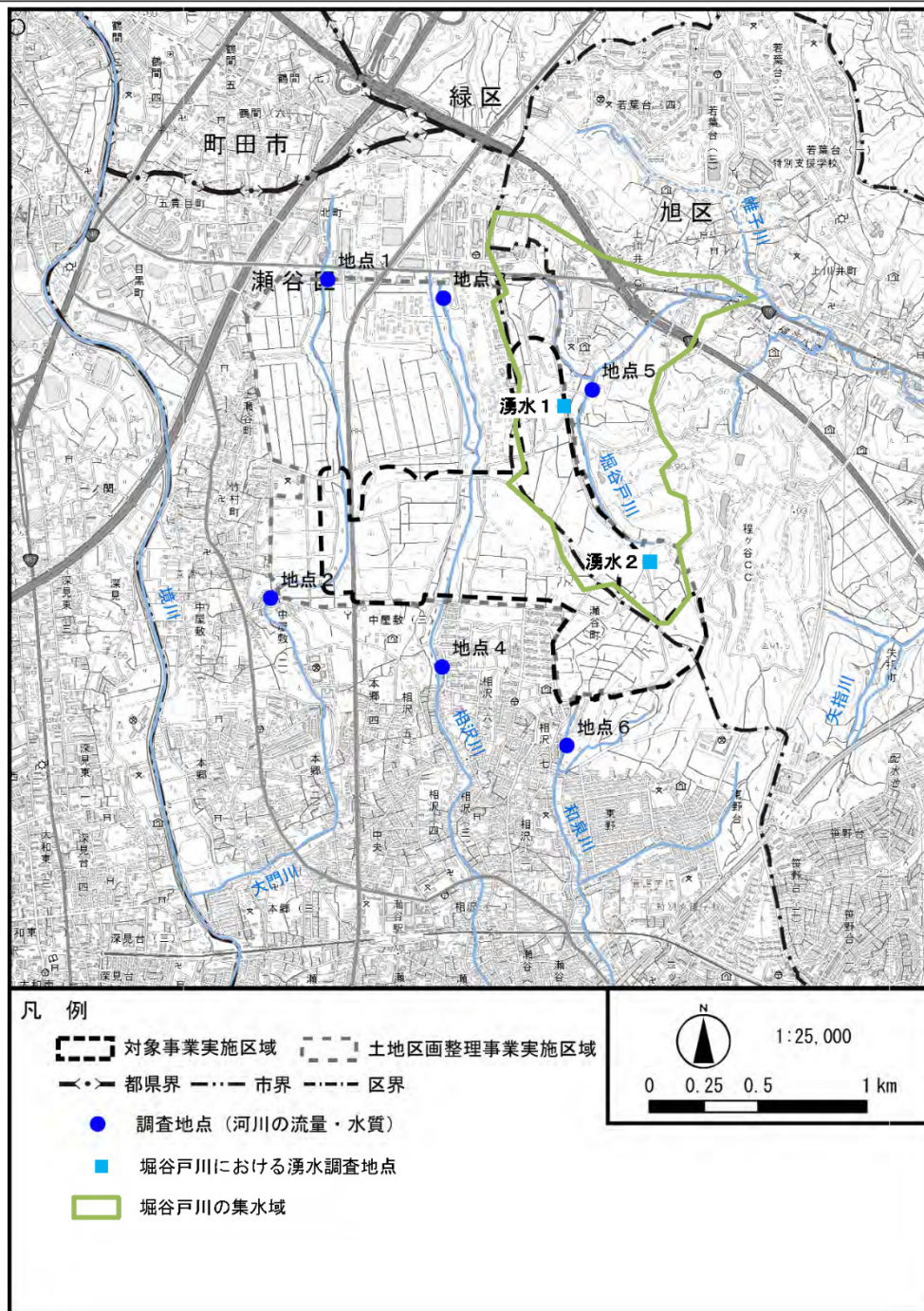


図9-1 河川現地調査地点

補足資料9 堀谷戸川の河川の流量への影響について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 5-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境 の保全 及び創出 に向けた 基本的な 考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			開催中				撤去中			
			建設 機械の 稼働	工事用 車両の 走行	建設 行為等 の実施	会場 施設等 の存在	施設 の供用	関係 車両の 走行	植栽 等の 管理	外来 植物を 含む	建設 機械の 稼働	工事用 車両の 走行	仮設 施設等 の撤去
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	
		身近な自然 環境の 保全・再 生・創造	生物 多様 性	動物	-	-	○	○	○	-	○	-	○
植物	-			-	○	○	○	-	○	-	○		
生態系	-		-	○	○	○	-	○	-	○			
水循環	地下水水位及び湧水の流 量	地下水水位及び湧水の流 量	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
		河川の形態、流量	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	
		海域の流況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安心して 快適に生 活できる 生活環境 の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	
		産業廃棄物	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	
		建設発生土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大気質	大気汚染	大気汚染	○	○	-	-	-	○	-	○	○	-
			公共用水域の水質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水質・底質	公共用水域の底質	公共用水域の底質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			地下水の水質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			土壌	土壌汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	騒音 振動 地盤 悪臭 低周波音 電波障害 日影 風害 安全	騒音	騒音	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-
			振動	○	○	-	-	-	○	-	○	○	-
		地盤	地盤沈下	地盤沈下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				悪臭	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		低周波音	低周波音	低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				電波障害	テレビジョン電波障害	-	-	-	-	-	-	-	-
		日影	日照障害 シャドウフリッカー	日照障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				シャドウフリッカー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		風害	局地的な風向・風速	局地的な風向・風速	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				安全	土地の安定性	-	-	-	-	-	-	-	-
	浸水	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
	火災・爆発	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
有害物漏洩	-	-	-		-	-	-	-	-	-			
快適な地 域環境の 確保	地域社会	地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		交通混雑	-	○	-	-	-	○	-	-	○		
		歩行者の安全	-	○	-	-	-	○	-	-	○		
	景観	-	-	-	○	-	-	-	-	-			
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	-	○	-	-	○	○	-	-	○		
文化財等	文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

○：修正箇所

補足資料9 堀谷戸川の河川の流量への影響について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 5-4(1) 環境影響評価項目案を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	関係車両の走行及び植栽等の管理やその他施設運営におけるエネルギー使用に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の開催中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、会場施設等の存在や施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、会場施設等の存在によって集水域の土地利用の変化が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、開催中に、掘削や地下埋設施設の設置、地下水の揚水を行わず、地下水位への影響が想定されないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	○	本博覧会において河川の改修は行いませんが、 一部河川の源流部において土地利用の変化が想定されること 、植栽等の管理において灌水の水源の一部として河川水を利用する可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接放流することはありません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	開催中における土砂の発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

修正箇所

補足資料9 堀谷戸川の河川の流量への影響について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6.6 水循環（河川の流量）

水循環（河川の流量）に係る調査手法は表 6.6-1 に、予測・評価手法は表 6.6-2 に示すとおりです。

表 6.6-1 水循環（河川の流量）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
1. 水循環の状況 ・河川の形態及び流量の状況	資料	土地区画整理事業評価書において実施されている現地調査の結果を収集・整理します。同評価書における現地調査の方法は以下のとおりです。 河川の流量 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。また、降雨時の調査を 2 回実施します。 ・平常時：2 回（渇水期、豊水期） ・降雨時：2 回	河川の流量 対象事業実施区域周辺の 6 地点とします。 (図 6.6-1 参照)
2. 地形、地質の状況	資料	地形図等の既存資料による情報の収集・整理により調査します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
3. 降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集・整理により把握します。	横浜地方気象台

表 6.6-2 水循環（河川の流量）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
開催中	外来植物を含む植栽等の管理	開催中の植栽等の管理に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域の下流側となる 4 地点（地点 2、地点 4、地点 5、地点 6）とします。 (図 6.6-1 参照)	調査で把握した河川の状況と事業計画を比較することで、河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。
	会場施設等の存在	集水域の土地利用の変更に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度	開催期間全体とします。	対象事業実施区域を源流部とする河川のうち、堀谷戸川を対象とします。 (図 6.6-1 参照)	調査で把握した河川の状況と事業計画を比較することで、河川の流量への影響の程度を定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
開催中	外来植物を含む植栽等の管理	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した河川の状況等を踏まえ、河川の流量の変化により水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準等から適切な内容を設定します。			
	会場施設等の存在				

修正箇所

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10 国際園芸博覧会における温室効果ガスの算定対象及び環境配慮について

10-1 本博覧会で整備する建築物について

ご意見の趣旨

建設施設はすべて仮設建築でしょうか。または博覧会后継続利用される建築物も含まれますか。仮設建築の場合でもZEB-Ready認証を取得している事例はあるようですが、博覧会后に継続利用される施設があれば特にZEB認証の取得を目指すか明記しても良いように思います。

事業者の見解

本博覧会で整備する建築物については、レガシーとして継続利用されるものを除きその大半は仮設であり、リースやプレハブ建築を想定していますが、具体の仕様については今後検討を進めていきます。

展示施設等の一部施設については、レガシーとして継承利用する恒久施設として整備する予定ですが、恒久施設の設計と件等については、公園の整備主体である横浜市環境創造局と調整を進めています。

本博覧会で整備する建築物については、ZEB認証及びZEB-Ready認証等の取得を含め、環境負荷を抑える設計となるよう検討を進めていきます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10-2 植栽管理に伴う二酸化炭素排出量の算定対象について

ご意見の趣旨

博覧会の性質上、開催時の灌水や散水のための上水の使用や下水処理にかかる温室効果ガス排出量は少なくない量のように思いますが、p. 6-3の植栽管理に伴う二酸化炭素排出量には含まれるのでしょうか。

また、雨水利用に努めるなど何らかの対策は計画されていますか。

事業者の見解

「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づき温室効果ガス排出量の算定を行いますが、エネルギー起源CO₂の排出量については、燃料の使用、他者から供給された電気の使用、他者から供給された熱の使用の3つが算定の対象となります。

本博覧会における植栽管理では、バックヤード等で用いる機器や冷暖房において燃料や電気を使用することから、これらのエネルギー使用に由来するCO₂の排出量を算定します。

なお、開催中の灌水や散水に多くの上水を使用することを踏まえ、上水の使用に伴う温室効果ガスの排出量についても参考値として算定した上で、節水等の対策を通じて排出量の削減に努めます。

また、下水は公共下水道に接続しますが、灌水や散水を行った水はそのまま地下浸透するため、下水処理の負担増には該当しないと考えています。

灌水や散水に伴う上水使用量の削減対策としては、通常の節水対策に加えて、方法書の表4-1 配慮指針に基づいて行った配慮の内容のうち「本事業に係る配慮事項(5)」(方法書p. 4-2)に示したとおり、雨水の有効活用を行います。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

10-3 国産材や地域材の活用について

ご意見の趣旨

方法書p. 2-26において、炭素固定の資材として木造や木質化の検討をされるようですが、ウッドマイルズの観点からも国産材はもちろんのこと地域材も積極活用することが望まれますが、ご検討の予定はあるのでしょうか。SDGsの目標期間内の催し物でもあり、地域の人工林の資源循環や水の循環を考える場を博覧会で提供する意義は大きいものと思います。

事業者の見解

本博覧会では、会場内の建築物全般において、環境に配慮した素材を選び、特に国産材や地域材等の木材を積極的に使用していくことを検討していきます。

11.2 事業内容等修正届出書段階の審査会に提出した資料

事業内容等修正届出書時の審査会では、審査会委員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について

ご意見の趣旨

今の段階でどこに駐車場、バスターミナルを配置するのかが決まらなると、適切な調査項目やその方法が見極められないのではないのでしょうか。

拡張部分が70ヘクタールと大きいので、施設配置の話がすぐにできないのは分かりますが、せめてゾーニングで示すとか、周辺との関係を示してほしいです。

広げた範囲の駐車場、バスターミナル以外の土地利用の検討はどのようになっているのでしょうか。

駐車場、バスターミナルエリアがかなり広がったが、あくまで検討エリアということで、実質的な駐車場、バスターミナルは以前と同じ20ヘクタールということでしょうか。

事業者の見解

本博覧会協会において、駐車場・バスターミナル等の配置等を検討する際の参考として、「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」について、それぞれの特性を踏まえた区域に整理した資料をご提示します。

本博覧会協会としては、土地区画整理事業による整備状況、幹線道路からのアクセス及び周辺環境への影響などを総合的に判断すると、以下のC及びD区域が適地であると考えます。この2区域の利活用ができるよう、引き続き、横浜市と調整を進めていきます。

また、駐車場・バスターミナル等については、適切な駐車台数となるよう、方法書でご提示した台数から増設する方向で検討することになりますが、規模については、C及びD区域として示した面積の範囲内で整備することとします。

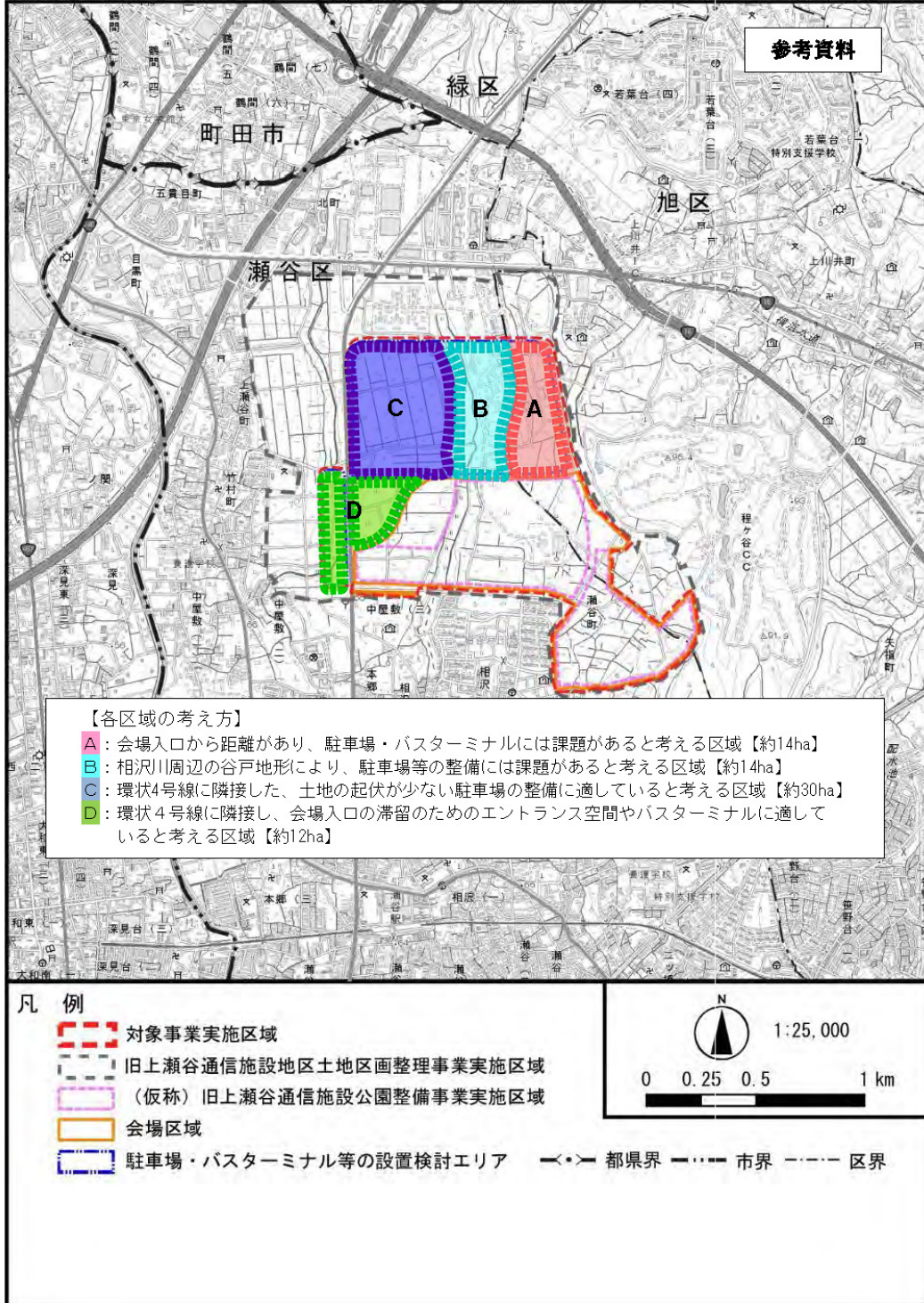
なお、「駐車場・バスターミナル等の検討エリア」のうち、本博覧会で活用しない区域については、準備書において環境影響評価の対象事業実施区域から除外し、同対象事業実施区域を縮小します。

【参考資料：各区域の考え方】

- A：会場入口から距離があり、駐車場・バスターミナルの整備には課題があると考える区域【約14ha】
- B：相沢川周辺の谷戸地形により、駐車場等の整備には課題があると考える区域【約14ha】
- C：環状4号線に隣接した、土地の起伏が少ない駐車場の整備に適していると考える区域【約30ha】
- D：環状4号線に隣接し、会場入口の滞留のためのエントランス空間やバスターミナルに適していると考える区域【約12ha】

補足資料1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 交通分担率について

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場や駐車場をどの程度確保する必要があるのかに関わってくるので、準備書ではなく、やはり想定される交通分担率がどの程度なのか、本来であれば今の段階で示していただく必要があると思います。

事業者の見解

本博覧会の交通分担率については、横浜市の報告書（「2027 横浜国際園芸博覧会（計画案）」2021年3月）において、新交通の運行を前提として、自家用車の交通分担率は約3割強と試算しています。

その後の調整により、新交通の運行に代わって、近傍の鉄道駅からのシャトルバス等を強化することなどで対応することになりました。

本博覧会協会としては、現在、交通分担率を精査中であり、詳細については準備書でご提示したいと考えていますが、自家用車の分担率については、新交通の有無に関わらず、横浜市の報告書と同等の3割強であると想定しています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

3 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について

ご意見の趣旨

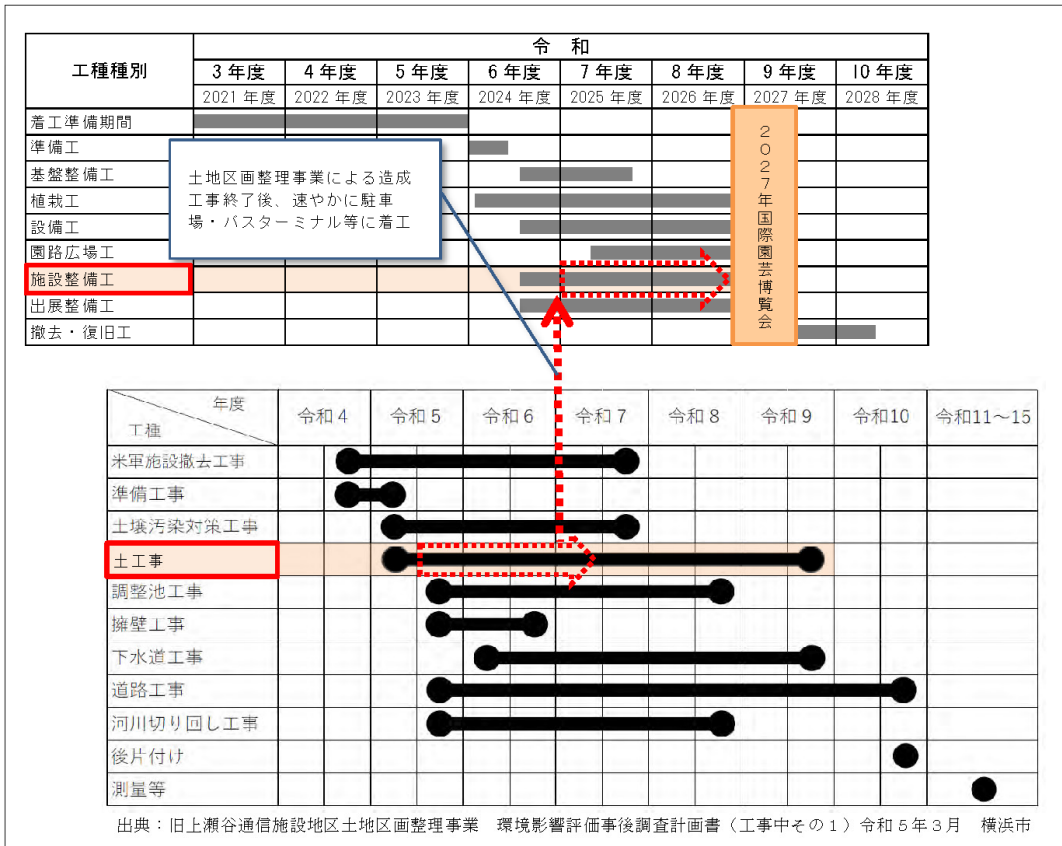
駐車場、バスターミナルを造る過程で当然舗装というのが入ってきて、周りに土地区画整理後に生息し始めた生態系が一回定着しているわけですが、それがまた拡散し始めます。そうすると、その土地区画整理後にできた生態系の、例えば逃避ルートというもの、駐車場やバスターミナルの配置によって変わってきます。そうであれば、きちんと土地区画整理後にできた生態系に対する保全措置として、この50ヘクタール内の影響の低減をどう保全措置として盛り込むのかということが分かるような調査を行っていかないといけないのではないのでしょうか。追加調査は方法書で盛り込んでいただきたいと思います。

事業者の見解

本博覧会の駐車場やバスターミナルの整備工事については、新たに動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事終了後、速やかに着工するため、引き続き調整を進めます。また、工事によって攪乱を受けた環境を好む動物が定着しにくい対策を検討します。

なお、本博覧会の整備工事の着工までに、新たに配慮すべき動植物が定着した場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外へ移動できるような対策を検討します。

図 本博覧会の駐車場・バスターミナル等の整備について（イメージ）



この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

4 駐車場等の撤去に伴う廃棄物について

ご意見の趣旨

駐車場やバスターミナルは博覧会専用の駐車場で、博覧会終了後は駐車場の舗装等は作り変え、また別の用途になるのでしょうか。仮設の施設だけ撤去するような記載ですが、広範に駐車場等を整備し、完全に更地にして返すとなると、コンクリート塊等が大量に出てくることもあり得るのでしょうか。適切に対応することを、何か後に残すような形で、約束してほしいと要望します。

事業者の見解

本博覧会で整備する駐車場は、博覧会後に撤去する仮設の施設に該当し、下記の表6.7-2の通り予測・評価を実施します。

駐車場は砂利やアスファルトによる整備を想定していますが、形状や土地被覆の性状を工夫するなど、駐車場の撤去において発生する廃棄物をできるだけ削減できるよう努めます。

また、建設リサイクル法などの関係法令等に基づき、適正に再資源化を行って、廃棄物の最終処分量を最小限にとどめます。

なお、駐車場の具体的な形状及び土地被覆の性状については準備書でお示します。

表6.7-2 廃棄物・建設発生土に係る予測・評価手法（抜粋）

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
撤去中	仮設施設等の撤去	仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物の内容及びその程度	撤去工事期間全体とします。	対象事業実施区域とします。	事業計画（仮設施設）や仮設施設等の撤去に係る計画をもとに発生量を推定するとともに、本博覧会で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、発生量と最終処分量を予測します。
		仮設施設等の撤去に伴い発生する産業廃棄物の内容及びその程度			
		評価の手法			
		環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再利用等によって最終処分量を最小限にとどめる水準等から適切な内容を設定します。			

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

5 本博覧会と公園整備事業について

ご意見の趣旨

公園の計画との整合も整理してほしいです。

事業者の見解

2027年国際園芸博覧会 基本計画及び(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)に記載されている計画が比較できる資料を作成しました。

ご提示した計画図は、本博覧会については令和5年1月に公表したものであり、公園については、横浜市が令和4年6月に公表したものです。

公園計画との整合が分かりにくい部分もありますが、水辺空間の保全活用、生物の生息空間への配慮、既存樹林地等の保全及びレガシーとして継承する施設など、主な環境配慮事項や施設配置等についての基本的な考え方は、公園計画と合致していると考えています。引き続き、公園と詳細な内容について調整を進め、分かりやすくご提示できるよう整理していきます。

なお、本博覧会の開催時のみ使用する施設や園路等については、仮施設として本博覧会協会が設置し、開催後、速やかに撤去することになります。本博覧会後は公園施設として利活用する施設や主要な園路等については公園が整備します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

6 方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書修正届出書添付資料（以下、「修正届出書」とします。）に関して自主的に実施した意見募集における周知状況及び意見書の提出状況については以下のとおりです。修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。

(1) 修正届出書及び意見書提出の周知について

ア 対象事業実施区域周辺の居住者等に対する周知

横浜市の協力のもと、瀬谷区及び旭区の自治会町内会の代表者（連合町内会長及び瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）への説明を実施したうえで、各自治会町内会に別添のチラシを配布して修正届出書の概要及び意見書の提出について周知を図りました。

- ① 会長説明：2023年2月16日（瀬谷区）、2月17日（旭区）、
3月13日（瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）
- ② 配布部数：391部（瀬谷区：155部、旭区：236部）
- ③ 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

イ 対象事業実施区域内の関係者等に対する周知

横浜市の協力のもと、地権者組織である「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」への説明を実施しました。

- ① 説明：2回（2023年3月9日、11日）
- ② 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

ウ インターネットによる周知

修正届出書及び意見書の提出について、本協会のホームページに修正届出書の掲載及び動画の配信などにより周知を図りました。

なお、修正届出書の説明資料及び動画配信については、令和4年度第17回環境影響評価審査会でご説明した内容と同様のものです。

- ① 期間：2023年3月7日から4月5日まで（30日間）
- ② 資料：修正届出書、意見書用紙、修正届出書の説明資料及びの説明動画

(2) 修正届出書に関する意見書の提出について

(1)のとおり周知を行いましたが、修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

本博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書の手続きを昨年完了しましたが、検討の深度化に伴って、対象事業実施区域の変更が必要となったため、同条例に基づく方法書の修正手続きを行うこととなりました。

1 修正の概要

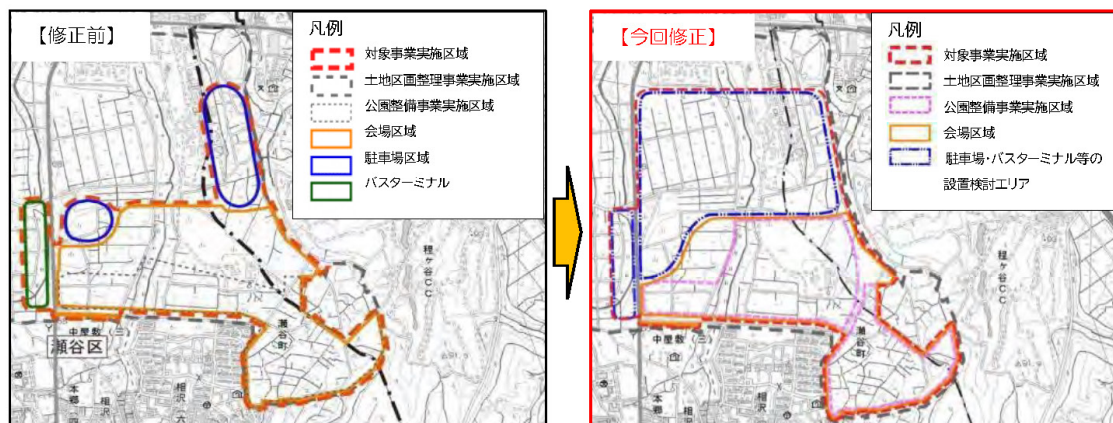
本博覧会の事業計画の更なる深度化に伴い、駐車台数を十分に確保するとともに、円滑な輸送計画となるよう、方法書における「駐車場区域」及び「バスターミナル」を「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」として再編します。

この再編に伴って環境影響評価の対象事業実施区域を拡張するため、方法書の修正手続きを実施します。

なお、駐車場・バスターミナル等については、横浜市や関係機関等と調整し、検討を進めており、整備する可能性のある最大の区域を環境影響評価の対象実施区域に設定しています。駐車場・バスターミナル等は、再編したエリアの一部に設置する予定です。

事業者の氏名	名称： 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名： 事務総長・代表理事 河村 正人
対象事業の名称	2027年国際園芸博覧会
環境影響評価の対象事業の種類、規模	・ 開発行為に係る事業（第1分類事業） ・ 対象事業実施区域の面積：約150.0ha （会場区域：約80.0ha、 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア：約70.0ha）

【参考】



この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 修正した方法書（修正届出書添付資料）の閲覧及び意見書の提出について

修正した方法書（修正届出書添付資料）の内容にご意見のある方は意見書を提出できます。

■方法書修正届出書添付資料の閲覧

期 間	令和5年3月7日から4月5日まで（30日間）
場 所	① 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページ ② 横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課） ※①についてホームページをご覧になれない方は、本協会でも閲覧いただけます。 ※②については横浜市環境影響評価審査会の開催後（3/16以降）に掲載予定です。
時 間	協会窓口で閲覧する場合は午前8時45分から午後5時30分まで

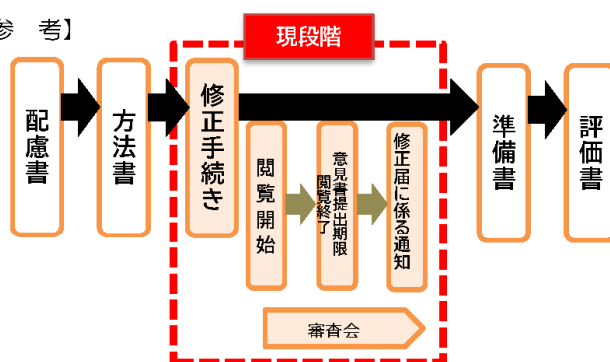
■意見書の提出

期 間	令和5年3月7日から4月5日まで（30日間）
提出方法	意見書用紙に記入し、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（環境課）に電子メールにて提出（持参、郵送も可）。
本協会の連絡先等	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 環境課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル 電話番号：045-307-2056 メールアドレス：kankyo@expo2027yokohama.or.jp

3 その他

本手続きに伴う説明会の開催はありません。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページにおいて、説明会に代わる動画を公開しています。

【参 考】



※ 環境影響評価（環境アセスメント）制度

事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

※ 事業内容の修正

対象事業の種類、規模等を修正する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。（横浜市環境影響評価条例第39条）